

西郷村で **暮らしたい・働きたい** みなさんへ

奨学金の返還を

西郷村で暮らそう

西郷村で働こう

西郷村が



支援します

西郷村で

住む・働く

西郷村では、将来を担う若者の定住を図るため、村内に定住し、村内の企業等に就業している方を対象に、奨学金の返還を支援しています。

上限

18万円/年間

※ 奨学金の種類によって
上限額が異なります

以下のすべてに該当する方

- ① 西郷村内に居住(住民登録)している方
- ② 西郷村内事業所等に正規職員等として就業している方(農業・個人事業を含む)
- ③ 最初の認定申請年度の年度末時点で30歳未満の方
- ④ 奨学金の貸与を受け、その返還を開始する方
- ⑤ 税金等に滞納がない方

詳しくは、
お問い合わせを



補助金の額

申請年度の前年度の奨学金返還金額
(奨学金の種類に応じて上限額あり)

支援の期間

最初に支援を受けた年度から起算して
5年間

西郷村若者定住・雇用促進事業 奨学金返還支援事業

認定申請に必要な書類

認定申請時に、以下の書類を産業振興課へ提出ください。

- ① 認定申請書
- ② 個人情報取扱に関する同意書
- ③ 奨学金貸与額及び返還額等を証する書類
- ④ 奨学金の借入残高を証するもの
- ⑤ 住民票謄本の写し
- ⑥ 就労証明書又は就労見込証明書
- ⑦ 就労先の概要を確認できる資料
- ⑧ 教育機関の卒業を証する書類



申請期間

例年
9月-11月

申請から交付までの流れ



申請と交付の例

令和3年4月に就職し、奨学金を毎月2万円返還する方の例

年度内の奨学金
返還が24万円

日本学生支援機構の
補助上限額は18万円

上限額の**18万円/年**
を交付(最大**5年間**)

令和3年度
交付1年目

令和4年度
交付2年目

令和5年度
交付3年目

令和6年度
交付4年目

令和7年度
交付5年目

申請

補助金交付対象期間

■ 問い合わせ先 西郷村役場 産業振興課
〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
電話: 0248-25-1116 メール: shoukou@vill.nishigo.lg.jp